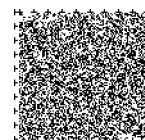
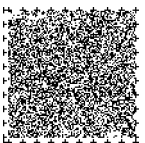


第2編 基本的な考え方と  
施策展開  
【障がい者基本計画】





# I 基本理念と方針

## 1 基本理念

基本理念については、現行計画では下表のように定めています。

本計画では、これまでの計画の精神を継承しつつ、子どもから高齢者まで、障がいの有無に関わらず、あらゆる人が支え、支えられ、いつまでも住み続けられる「共生のまちづくり」に対する考え方も含まれたものとなっています。

また、近年の地域での福祉課題も複雑化・複合化が顕著となるなか、地域住民が一体となり「我がこと」と捉え、積極的な取り組みを広げていくことが求められています。更に、平成23年3月11日におこった東日本大震災は、防災や安心・安全に対する認識や、地域との繋がりの重要性を改めて教訓として教えてくれました。平成28年8月には道内で台風による甚大な被害もあり、十分な災害対策が求められています。現在の基本理念は、このようなことも包含しており、本計画にあたっては、前計画の基本理念を継承していくものとしします。

### 基本理念

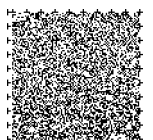
- ①障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支えます
- ②みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします
- ③地域の支援力を高めます

## 2 基本方針

基本方針についても前計画の5つの方針を継承します。第3期当別町地域福祉計画をふまえつつ、障がいがある方の生活について地域を基盤としながら一人一人を大切に、より具体的な取り組みを進めていきます。また、方針④については、福祉だけではなく、教育等含め様々な関係者との協働のもと、施策に取り組んでいくことが重要となります。

### 基本方針

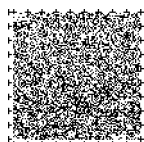
- ①地域で支えます
- ②障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます
- ③働くことを支えます
- ④発達を支えます
- ⑤障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします



### 3 施策の体系

施策の体系は次のものとしします。

基本理念	基本方針	主要施策
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の支援力を高めます</li> <li>・みんなが共に支え合い安心して暮らすことができる地域社会の実現をめざします</li> <li>・障がいがある方が地域でいきいきと生活できるような自立生活を支援します</li> </ul>	<b>方針1</b> 地域で支えます	相談体制の充実 支援者の研修会等スキルアップの強化 障がいに対する理解の促進 安心・安全の確保 地域内交流の促進 情報提供体制の充実 福祉教育の推進 人的資源の充実 当事者の地域活動参加への支援体制の強化
	<b>方針2</b> 障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます	自立生活への移行機能の整備（住まいの場の確保等） 生活支援の充実 移動手段の充実 街中におけるバリアフリー環境の整備 家族を支える仕組みの充実
	<b>方針3</b> 働くことを支えます	事業所の仕事の拡充 当別町の特性を生かした働く場の創造 企業に対する理解の促進 働く環境の支援体制の充実事業所の仕事の拡充
	<b>方針4</b> 発達を支えます	障がい等に対する保育・療育体制の充実 障がいがある児童の支援 福祉・保健・医療・教育の連携による支援体制づくり
	<b>方針5</b> 障がいがある方の権利が守られるまちづくりをめざします	権利擁護の推進 虐待防止ネットワーク体制の構築 差別の解消



## Ⅱ 施策の展開

### 1 地域で支えます

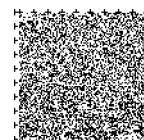
地域共生社会の実現に向け、障がいの有無には関係なく身近な地域における支え合いが基本となります。これは地域包括ケアシステムとして、町全体の福祉に関する諸問題を包括的にとらえ解決に導く仕組みづくりとも共通します。

そのための一つとして、町民一人ひとりが障がいに対する理解を深め（「知る」から「わかる」へ）、我がこととして、相互に学び・交流し合う機会が大切です。

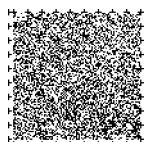
また、いつでも気軽に相談できること、障がいの特性に対応したわかりやすい情報提供を工夫していくことは、障がいがある方だけではなく、町民の安心・安全な生活の確保にも結びついてくるものです。

これらの施策を展開する中で、一つのコミュニティとして、障がいがある方が地域での様々な活動に参加しやすい環境を創り、また、それを支援する専門家の養成を図り「相談窓口連絡会」の機能を充実するなど、地域ぐるみで支援する体制づくりを図っていくことがとても大切です。

施策	内容
相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>○相談支援事業所のPR</li><li>○それぞれの専門分野・制度における相談員の配置</li><li>○関係機関が集まる「相談窓口連絡会」の機能を充実させるため、個別のケースに対する支援体制の構築を図る</li></ul>
支援者の研修会等スキルアップの強化	<ul style="list-style-type: none"><li>○専門支援のスキルアップのための学習会・研修会の開催（精神障がい・医療的ケア等）</li><li>○福祉の働き手が魅力を感じる支援体制づくり</li><li>○大学等と連携したスキルアップ支援</li><li>○事業所同士の気軽な情報交換の場づくり</li><li>○レクリエーションを企画し実現できるコーディネーターの育成</li><li>○関係機関同士がお互いの実践を第三者的に評価できる体制づくり</li></ul>
障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"><li>○勉強会の開催（学校向け、企業向け、まちづくり勉強会など）</li><li>○障がいについてわかりやすいガイドブックの作成と無料配布</li><li>○当別町内の障がい福祉ガイドマップの作成と周知</li><li>○啓発活動の推進（当事者の会の活動報告の回覧板への掲載等）</li><li>○障がいがある方がよく行く場所（コンビニ、スーパー、銀行等）への障がいに対する理解の啓発活動</li><li>○不登校、ニート、引きこもりを克服した人の話を聞く機会づくり（ピア祭りの開催等）</li><li>○町内の店に障がいに関わるパンフレットの設置</li></ul>



施策	内容
安心・安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害時等に備え、日ごろからの繋がりと対応できる仕組みづくり・福祉関連法人との連携</li> <li>○障がいがある方を想定した地域での避難訓練の実施</li> <li>○障がいを踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上</li> <li>○潜在的に支援を必要とする人の発見</li> </ul>
地域内交流の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○みんなが顔見知りになる挨拶運動</li> <li>○様々な資源を活用した定期的な交流機会の拡充</li> </ul>
情報提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各サークルや当事者団体の紹介を町のホームページへ掲載</li> <li>○紙面による情報発信だけではなく、民生委員などから地域住民への情報発信</li> <li>○情報がタイムリーにわかる体制、方法の充実（一目でわかるものを作る）</li> <li>○イベントや集える場所等、様々な機会を捉えた情報交換</li> <li>○様々な障がいの状況を踏まえた情報提供体制</li> </ul>
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校教育と協力した積極的な障がいを知る機会の拡充</li> </ul>
人的資源の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがあっても「支える」ができる</li> <li>○マンパワーの開発と継続的な確保</li> <li>○各種学校との連携</li> </ul>
当事者の地域活動参加への支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当事者団体同士や町内の様々なクラブ交流や情報共有をしながらの活動の展開</li> <li>○若い世代の当事者グループ活動の充実</li> <li>○若い世代の当事者団体と高齢の当事者団体の交流会の開催</li> <li>○趣味や仕事を発表できる場の提供と住民との繋がり強化</li> <li>○障がいがある方が企画から参加するイベントづくり</li> </ul>



## 2

## 障がいがある方の自立した 地域生活・家族を支えます

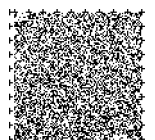
障がいがあっても、自らの力を活用しながら日常生活を過ごすことができる環境づくりが求められます。

そのためには、“住まいの場”を中心に、生活を支える支援の充実を図っていく必要があります。

また、安心して暮らすには、24時間の見守りや生活の各場面での支援体制を整えていく必要があります。

さらに、病院、買い物、余暇等、街中に自由に出かけることができるように、より使いやすい移動手段の充実や、活動の阻害要因を極力無くしていくハード・ソフト両面からのバリアフリーの推進が求められます。

施策	内容
自立生活への移行機能の整備 (住まいの場の確保等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本人の特性を踏まえたグループホームの整備促進</li> <li>○グループホームの町内会等地域との連携促進</li> <li>○空き部屋の活用</li> <li>○一人暮らし体験の仕組みづくり</li> <li>○障がい、高齢に関わらず暮らせる共同生活の場の創設</li> </ul>
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○24時間サポート体制の確立</li> <li>○生活スキルもサポートしてくれる支援体制づくり</li> <li>○働いている人や、事業所に通っている人のための夜間のスポーツや文化活動、生涯学習活動の推進、資源の開発</li> <li>○身近に相談できる場の拡充</li> <li>○冬期の除雪体制に対するニーズ把握と除雪サービス充実の検討</li> </ul>
移動手段の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○JRとコミュニティバスの接続のスムーズ化</li> <li>○バスルートの改善</li> <li>○移動手段の確保</li> <li>○関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施</li> <li>○移動支援の充実に向けた定期的な検討会議の開催</li> </ul>
街中におけるバリアフリー環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○散歩する時に一休みできる椅子やスポットの整備</li> <li>○障がいがある方でも利用しやすい自動販売機の設置</li> <li>○コミュニケーションにおけるバリアフリーの推進</li> <li>○道路等の適切な改修</li> <li>○人的バリアフリーの充実</li> </ul>
家族を支える仕組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家族のレスパイトを図れるサービスの充実</li> </ul>



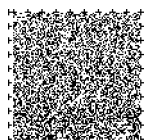
### 3 働くことを支えます

障がいがある方が就労することへは、まだまだ障壁が多い状態です。就労することは金銭面だけではない、様々な生活を豊かにする要素を含んでいます。そのためにも環境を良くしていく必要があります。

障がいがある方の就労能力の向上だけでなく、受け入れる企業側の障がいに対する理解が非常に大切になってきます。

また、既存の企業だけでなく、新たに障がいがある方に適した就労の場を創っていくという考え方も重要です。本町の特性を活かし、例えば農業面での就労や、冬場ならではの仕事といったことを工夫するとともに、障がいがある方の特性に応じて、様々な働く場や働き方を少しでも増やしていくことが求められます。

施策	内容
事業所の仕事の拡充	○福祉ショップの整備 ○「当別町における障がい者就労施設からの物品等調達方針」を庁内に周知し物品、役務の拡大
当別町の特性を生かした働く場の創造	○当別産作物を使用した、障がいがある方による「当別ブランド」の商品開発 ○農業を発展させたさらなる雇用の場の創出
企業に対する理解の促進	○町内の企業の理解と、既に行っている企業のPRの充実 ○企業向けのわかりやすい冊子や映像の作成 ○企業が障がいがある方が働いている場面を見て、触れ合う機会の設置
働く環境の支援体制の充実	○就労体験、企業実習ができる場の増設 ○仕事をしながら相談できる場所や人の体制整備 ○自立できるだけの給料確保の体制づくり ○仕事をしている障がいがある方の体験を聞く機会の設置 ○継続できる、再出発できる支援体制





## 4 発達を支えます

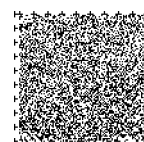
出生時から子ども・成人・高齢に至る成長の過程の中で、発達や教育・医療といった様々なニーズに横断的に対応していくことが大切です。

乳幼児期から学齢期においては、乳幼児の健康診査・育児相談、訪問指導等の体制を継続するとともに、保育所・認定こども園、子ども発達支援センター、各種福祉サービス事業所、医療機関等関係機関が連携した取り組み体制を作っていくことが重要となります。

また、学齢期においては、障がいの特性が十分に把握された就学環境の中で、個々の個性を伸ばす教育体制が求められます。

さらに、全てのライフステージを通して、保健や医療といった健康面について、関係機関の相互連携による支援体制の構築が求められます。

施策	内容
障がい等に対する 保育・療育体制の 充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保育所や認定こども園及び小学校等、発達に課題がある子どもへの指導体制の強化</li> <li>○各関係機関との連携強化による、早期発見、障がい理解の促進、情報提供の体制づくり</li> <li>○地域が子どもを育てる意識の醸成</li> </ul>
障がいがある児童 の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいがある児童生徒の相談・支援体制及び放課後支援の充実</li> <li>○学校現場における福祉教育の推進と、学校間における交流活動の促進</li> <li>○教育・福祉を含む様々な関係機関と連携した生涯発達の視点における支援体制の構築</li> </ul>
福祉・保健・医療・ 教育の連携による 支援体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>○難病患者や医療的ケア等あらゆる障がい（児）者やその家族の支援の充実</li> <li>○一時預かりや外出支援等、生活をサポートする事業の充実</li> <li>○福祉、保健、医療・教育等関係機関との連携と情報を共有し、健康面等の支援を図る</li> </ul>



## 5

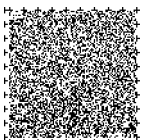
## 障がいがある方の権利が 守られるまちづくりを目指します

障がいがあっても、尊厳や権利が守られることは最も基本的なこととなります。親亡きあとの問題や、高齢化がさらに進み、一人暮らし高齢者もさらに多くなることが予想される事態において、権利を守っていく仕組みづくりはさらに重要さを増してきます。各種制度事業の理解を深め、道や国との連携も含め、より利用しやすい仕組みに改善していくことが求められます。

また、虐待の問題についても、身近な地域での見守りや、各種健診時、あるいは保育所・認定こども園における見守り等、児童から成人に対する虐待防止のネットワーク体制を構築していくことが必要です。

権利侵害に対してだけでなく、権利を行使できる支援の充実も求められます。

施策	内容
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日常生活支援事業や成年後見制度等について、分かりやすい冊子等の作成による周知活動の充実</li> <li>○成年後見制度の利用相談の充実や利用しやすい体制の整備</li> <li>○意思決定支援の充実</li> <li>○障がいのある人が自らの主体的な生活を考えていける体制の整備</li> <li>○家族・住民への制度理解の促進</li> </ul>
虐待防止ネットワーク体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校・民生委員等の活動を含めた地域での日常的な見守り体制づくり</li> <li>○相談事業所、支援事業所、教育機関、医療機関等、関連機関における相互連携体制づくり</li> </ul>
差別の解消	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の実施に関する普及・啓発</li> </ul>



## Ⅲ 本計画における重点目標

本計画で特に取り組みが必要であると考える事項について、重点目標として掲げ、今後、実施を進める主体を明確にして実施します。

### ◆地域で支えます

#### 1) 安心・安全の確保

- ・障がいや踏まえた防災に対する本人・住民の意識の向上  
→今回の調査で障がいがある人の防災意識があまり高くないことが分かりました。昨今災害が増えている中で、しっかりと対策を進めることが求められます。
- ・潜在的に支援を必要とする人の発見  
→福祉に対する認識が広がる中で、必要な支援につながっている人もたくさんいますが、本当は困っているのにつながれていない方も多いと思われます。そのような方々も安心して地域で暮らせる体制を整えます。

#### 2) 支援者の研修会等スキルアップの強化

- ・福祉の働き手が魅力を感じる支援体制づくり  
→改めて福祉の現場で働く魅力について理解を深め、そのスキルアップにつなげていきます。支援の質向上につながり利用する方のメリットにもなります。

### ◆発達を支えます

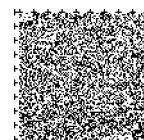
#### 1) 障がいがある児童の支援

- ・教育・福祉を含む様々な関係機関と連携した生涯発達支援体制の構築  
→調査からも障がい児が当別町で安心して発達できる体制が求められており、国としてもその充実を図る方向性を示しています。生涯にわたり安心して暮らせる町を目指します。

### ◆障がいがある方の自立した地域生活・家族を支えます

#### 1) 移動手段の確保

- ・関係機関とともに移動に対するニーズ把握の実施  
→調査において移動手段に困っている方が多いことが分かりました。さらに具体的に困っていることや、内容や支援機関としての困っていることを把握し、その改善につなげます。
- ・移動支援の充実に向けた定期的な検討会議の開催  
→困りの把握に加え、実際に何が可能かを検討し、その改善につなげます。



## Ⅳ 計画の推進に向けて

今後、特に次の点に留意した体制整備を図っていきます。

### ◆総合的な福祉サービス体制の構築

保健・医療・福祉・教育の行政の各関連部門だけでなく、町内会や各種団体、当別町地域包括支援センターや当別町障がい者総合相談支援センターといった相談機能をもつ福祉関連の様々な事業主体が保有するあらゆる情報をできる限り共有化・一元化し、より総合的で幅広い情報提供や対応が可能な体制のさらなる構築を目指していきます。また、見えない要支援者（障がいがある方）を地域コミュニティの中から発見し、必要に応じた支援体制の構築に努めます。

### ◆庁内関連各課の連携強化

今後も、庁内関連各課の連携強化に努め、地域福祉ネットワークの形成並びに障がい福祉の総合的な展開・推進を図っていきます。特に教育との連携を意識し、障がいがある子どもが安心して発達できる環境を整えていきます。

### ◆関係者・関係機関との連携

地域福祉推進の中核的な役割を果たしている社会福祉協議会との連携強化を図りながら、地域住民による福祉活動やボランティア活動等を推進していきます。また、推進の前提となる障がいの理解についても取り組むため、当事者との交流もコーディネートしていきます。

民生委員児童委員の相談援助活動等を通じて、障がいがある方と地域との連携役として、その活動の充実を促進します。さらに、障害福祉サービス事業所や当事者組織との連携も進め、地域の我がこととして住民が意識できる環境を整えていきます。

### ◆ボランティア活動実績の見える化

障がいがある方の地域における自立支援の確立に向け、手話、要約筆記、朗読など、障がいがある方を対象にした活動、生活を援助する活動や障がいがある方の社会参加を援助する活動、さらにはスポーツ、文化、各種レクリエーションなどの諸活動を援助する活動など、広範なボランティア活動に対する支援充実に努め、障がいがある方への理解を深めるとともに、地域住民のボランティア活動を見える化し、情報発信を促進します。

### ◆当事者活動等の再構築

当事者活動へ大学生等が参加できる体制づくりから、若い世代との交流を広げていきます。

